

指定通所介護及び介護予防通所介護相当

元気広場 富士 運営規程

(事業の目的)

第1条 三興開発株式会社(以下「事業者」という。)が開設する元気広場 富士(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び介護保険に基づく第1号通所事業の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「従業者」という。)が、要介護状態(介護予防通所介護相当にあつては要支援状態)にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護及び介護予防通所介護相当の提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定通所介護及び介護予防通所介護相当の提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 元気広場 富士
- ② 所在地 静岡県富士市日乃出町24番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また他の従業者と協力して通所介護計画(介護予防通所介護相当計画)の作成等を行う。
- ② 従業者
生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他指定通所介護(介護予防通所介護相当)の提供を行う。
介護職員 3名以上
介護職員は、介護その他の指定通所介護(介護予防通所介護相当)の提供に当たる。
機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。
看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の日々の健康管理、健康指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月14日から16日及び12月30日から1月3日までを除く。
変更の場合は事前に利用者に連絡することとする。
- ② 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 ・1単位目 9時00分から12時05分
・2単位目 13時30分から16時35分
- ④ 時間延長は無し

(指定通所介護及び介護予防通所介護相当の利用定員)

第6条 指定通所介護及び介護予防通所介護相当の利用定員は次のとおりとする。

利用定員 1 日 (2 単位) 50名とする。1 単位目 25名、2 単位目 25名。

(指定通所介護及び介護予防通所介護相当の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び介護予防通所介護相当の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び介護予防通所介護相当を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び介護予防通所介護相当が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 日常生活動作の機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎
- ④ 運動器機能向上
- ⑤ 生活相談・指導

2 おむつ代は、1 枚あたり150円を徴収する。

3 日常生活において、通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者は、指定通所介護及び介護予防通所介護相当の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医(医療機関)及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、富士市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ② 気分が悪くなったときはすみやかに申し出ること。
- ③ 共用の施設・設備は他の利用者の迷惑にならないよう利用すること。
- ③ 送迎の時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があること。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、指定通所介護及び介護予防通所介護相当の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第14条 事業所は、提供した指定通所介護及び介護予防通所介護相当に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる処置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- 4 前3号に掲げる処置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業者は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。(介護予防通所介護)

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。(介護予防通所介護)

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。(通所介護・介護予防通所介護)

この規程は、平成 27 年 8 月 10 日から施行する。(通所介護・介護予防通所介護)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(通所介護・介護予防通所介護及び第1号通所事業)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(通所介護・第1号通所事業「介護予防通所介護相当」)

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。(通所介護・第1号通所事業「介護予防通所介護相当」)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(通所介護・第1号通所事業「介護予防通所介護相当」)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(通所介護・第1号通所事業「介護予防通所介護相当」)